

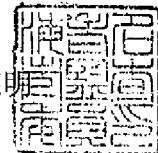


海老名市監査委員告示第 6 号

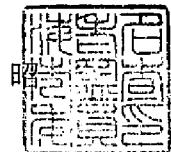
地方自治法第199条第4項の規定に基づき、消防本部、選挙管理委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 29 日

海老名市監査委員 雨宮 徳明



海老名市監査委員 清水



海老名市監査委員 福地



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【消防本部】

(1) 消防総務課

消防業務の企画調整に関すること。消防広報に関すること。消防職員の人事、研修及び福利厚生に関すること。消防財産の管理に関すること。消防庁舎の管理に関すること。コミュニティ防災センターに関すること。海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会に関すること。本部の庶務及び調整に関すること。本部内の事務分掌の調整に関すること。消防団の人事、研修及び福利厚生に関すること。消防団の広報に関すること。消防団員等の公務災害補償に関すること。消防団員の訓練実施等に関すること。消防団の統計調査に関すること。消防団の車両、装備品等の整備に関すること。消防団の資機材の整備に関すること。消防分団器具置場の管理に関すること。消防協力員に関すること。消防協力事業所に関すること。消防団等の庶務及び調整に関すること。

(2) 警防課

火災及び救助の統計調査に関すること。火災警報の発令に関すること。消防訓練に関すること。消防地理及び消防水利に関すること。開発行為の指導等に関すること。消防車両、装備品等の整備に関すること。消防資機材の整備に関すること。災害時の応援・受援に関すること。救急の統計調査に関すること。救急広報に関すること。応急手当の普及啓発に関すること。救急の研修に関すること。救急車両、装備品等の整備に関すること。救急資機材の整備に関すること。メディアルコントロール体制に関すること。救急業務の調整に関すること。高速道路等に関すること。

(3) 予防課

建築許可等の同意に関すること。消防用設備等に係る指導並びに検査、確認及び調査に関すること。火災予防査察に関すること。防火及び防災管理に関すること。火災予防の統計調査に関すること。火災予防事業の企画等に関すること。防火協力団体に関すること。危険物の規制に関すること。少量危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いに関すること。海老名市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の規定に基づく届出等に関すること。液化石油ガス等に関すること。危険物等の統計調査に関すること。

(4) 消防署（管理課）

火災及び救助の統計調査に関すること。火災警報の発令及び消防気象観測に関すること。届出及び証明に関すること。消防訓練に関すること。消防資機材の整備に関すること。予防査察等に関すること。署員の教育及び訓練に関すること。署の予算及び執行に関すること。署の事務事業の調整に関すること。署の庶務に関すること。

(5) 消防署（第1警備課、第2警備課及び第3警備課）

水火災の警戒及び防ぎよに関すること。救急及び救助活動に関すること。火災の原因調査及び損害調査に関すること。消防地理及び消防水利の調査に関すること。消防通信の運用に関すること。予防査察等に関すること。

【選挙管理委員会事務局】

公印の管理に関すること。会議に関すること。公告式に関すること。人事に関すること。

ること。規程等例規に関すること。検察審査会に関すること。裁判員制度に関するこ
と。政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）に関すること。諸証明に関するこ
と。選挙の記録に関すること。選挙人名簿に関すること。在外選挙人名簿に関するこ
と。選挙の執行に関すること。投票区及び開票区の設定改廃に関すること。期
日前投票に関すること。不在者投票に関すること。直接請求及び住民投票に関する
こと。選挙の啓発に関すること。異議の申出及び訴訟に関すること。

【議会事務局】

公印の管理に関すること。規則等例規に関すること。議員の身分、研修、福利厚
生及び共済に関すること。儀式及び交際に関すること。議長会等に関すること。職
員の人事、服務、給与、福利厚生、研修等に関すること。議事堂の管理に関するこ
と。議会の会議に関すること。議案等に関すること。議会における選挙に関するこ
と。政策立案等の調査に関すること。会議録等の調製及び保管に関すること。傍聴
に関すること。議会広報に関すること。各種資料の収集、整理及び保管に関するこ
と。公聴会に関すること。

【監査委員事務局】

代表監査委員の選任に関すること。監査計画に関すること。監査等の実施に
に関すること。監査及び検査の結果の判定、報告、通知及び公表並びに審査の意見等
に関すること。規程等の制定改廃に関すること。事務局職員の任免に関すること。
その他監査委員の職務執行に関し、協議の必要があると認めること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間
における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するととも
に、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和 4 年 6 月 27 日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶
務事務、補助金交付事務については、警防課と消防署管理課の次の点を除き、適正
に執行されていると認められた。今後においては適正な事務執行に努められたい。

旅費の支出について、支給漏れが各2件あり、支給漏れの支出事務については翌年度に処理されている。